

事務連絡  
令和4年9月8日

事業者各位

沖縄総合事務局 運輸部 首席運航労務監理官

運航労務監理官による監査の強化及び安全情報の提供の拡充等について  
(周知)

令和4年4月23日に北海道知床で発生した遊覧船事故を踏まえて設置された「知床遊覧船事故対策検討委員会」において、旅客船の総合的な安全対策の検討が進められておりますが、同年7月14日に同委員会において中間取りまとめが行われ、今後、対策の方向性が定まった事項は、実施可能なものから順次速やかに実施していくこととされたところです。

国土交通省では、運航労務監理官による監査の強化及び安全情報の提供の拡充等に向けて、当該中間取りまとめで速やかに講ずべき事項等とされたもののうち、「抜き打ち・リモートによる監視強化」、「通報窓口の設置等による機動的な監査」、「監査時の無線設備の通信状況の確認」、「管理者の資格要件審査の厳格化」及び「国による安全情報の提供の拡充」について、今後、下記の方針のとおり実施することとしました。そのうち、「3. 無線設備の通信状況の確認」及び「4. 管理者の資格要件審査の厳格化」については、届出を行うにあたって、追加で書類をいただくことになります。

つきましては、ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

記

1. 抜き打ち・リモートによる監視強化

事業者の運航実態及び運航管理体制の的確かつ継続的な確認に努めるため、運航労務監理官による運航管理監査においては、無通告及びリモート（電話、Web会議、メール等）による新たな手法の監査を積極的に実施することとする。また、必要に応じ、地方運輸局等（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局をむ。以下同じ。）、運輸支局又は海事事務所の官署への呼び出しによる監査を実施することとする。

## 2. 通報窓口の設置等による機動的な監査

旅客船の安全運航に問題があると思われる情報に関する通報を利用者や事業者等から受け付ける「旅客船の安全に関する通報窓口」を地方運輸局等に開設することにより、法令違反や事故リスクの高い事業者に対する監査を機動的かつ重点的に実施することとする。

## 3. 無線設備の通信状況の確認

安全管理規程の運航基準における連絡方法の設定や変更にかかる届出を地方運輸局等、運輸支局又は海事事務所が受けるにあたっては、設備の通信状況の確認を実際に行うほか、業務用無線に関する内容の届出を受ける場合には、船舶及び陸上双方における無線従事者免許及び無線局免許の受有状況や有効期限等を確認するため、無線従事者免許証及び無線局免許状の写しの提出を求めるなど、通信状況の確認を厳格に行うこととする。

## 4. 管理者の資格要件審査の厳格化

安全統括管理者及び運航管理者の選任にかかる届出を地方運輸局等、運輸支局又は海事事務所が受けるにあたっては、選任届出書以外に、被選任者本人の経歴等を証する書類（職務経歴書、在職証明書等）の提出を求めるなど、資格要件の確認を厳格に行うこととする。

## 5. 国による安全情報の提供の拡充

利用者利益の保護の観点から、「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」において、これまで行政処分事案（事業許可取消、事業停止命令、安全確保命令及びサービス改善命令）を公表していたところ、安全関連法令違反に対する行政指導事案（事業者名、指導の内容、原因となった事故及び法令違反の概要等）についても当該サイトの公表対象とするとともに、公表期間を各事案の処分日又は指導日から起算して一律5年間とする（※）。

なお、地方運輸局等は、行政処分及び指導事案をプレスリリースすることとする。

※過去5年間（平成29年8月末～）の行政処分及び行政指導事案を公表し、その後は順次更新。

以上